

令和5年第1回定例会議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決状況
第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算(第1号)について、専決処分としたので議会の承認をいただくもの。)	令和5年 2月9日	承認
第2号	監査委員の選任について (識見の監査委員として、齋藤克美氏を監査委員として選任したく、組合格約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。)	令和5年 2月9日	同意
第3号	印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について (個人情報の保護に関する法律の改正により、議会を除く地方公共団体の機関も、国の行政機関等と同様に、その適用を受けることとされたことに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定める条例を新たに制定するものである。)	令和5年 2月9日	可決
第4号	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の降給に関する条例の制定について (職員の定年の引上げにより、60歳に達した職員の給与について、7割水準とすることに伴い、これを降給の種類に含めるものとするものである。 また、人事における公正性を確保するため、地方公務員法に基づき、分限のうち、その意に反する降給に関し、必要な事項について定める条例を新たに制定するものである。)	令和5年 2月9日	可決
第5号	印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について (1立方メートル当たり155円の給水料金について、令和5年度から令和7年度までの3年間に限り、149.3円にするものである。)	令和5年 2月9日	可決
第6号	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について (国家公務員の定年の段階的な引上げを踏まえ行われた地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げ及びこれに伴い必要となる諸制度の整備等を行うため関連する4条例を改正するとともに、1条例を廃止しようとするものである。)	令和5年 2月9日	可決
第7号	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (職員の定年を引上げ、組織全体としての活力維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を目的とした地方公務員法の改正に伴い、必要となる規定の整備を行うものである。)	令和5年 2月9日	可決
第8号	印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例及び印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (職員の定年の引上げ等に関連し、60歳に達した職員の給与水準について定めるとともに、60歳以降の定年前再任用短時間勤務職員等への給与の支給に必要な規定の整備を行うものである。)	令和5年 2月9日	可決

第9号	<p>印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の給料表及び勤勉手当の改定を行うため、規定の整備を行うものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決
第10号	<p>令和4年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)</p> <p>(歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,751万4,000円とするものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決
第11号	<p>令和4年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算(第2号)</p> <p>(業務の予定量として、年間総給水量を36万3,188立方メートル減量し、2,191万3,112立方メートルとし、一日平均給水量を996立方メートル減量し、6万35立方メートルとするものである。また、収益的収入の予定額を1,939万1,000円減額し、40億3,146万2,000円とし、収益的支出の予定額を7,827万8,000円増額し、37億4,955万2,000円とするものである。また、資本的支出の予定額を3,492万7,000円減額し、13億6,300万9,000円とするものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決
第12号	<p>令和5年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算</p> <p>(歳入歳出の総額をそれぞれ、1億9,656万9,000円と定めるものである。歳入は、分担金及び負担金1億7,506万4,000円、県支出金849万円、財産収入1,000円、繰入金750万円、繰越金1,000円、諸収入551万3,000円である。歳出は、議会費92万9,000円、総務費1億3,272万3,000円、民生費81万3,000円、衛生費5,910万4,000円、予備費300万円を計上するものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決
第13号	<p>令和5年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算</p> <p>(業務の予定量を、年間総給水量を2,277万8,840立方メートル、一日平均給水量で6万2,237立方メートルを予定するものである。収益的収入及び支出は、収益的収入の予定額を39億2,986万4,000円とし、収益的支出の予定額を、37億8,562万7,000円とするものである。また、資本的収入の予定額を1億7,443万1,000円とし、資本的支出の予定額を7億1,160万6,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額5億3,717万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決
発議案 第1号	<p>印旛郡市広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定について</p> <p>(発議案第1号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例の制定についてである。議案の提出者は、野並慶光議員、賛成者は西田三十五議員及び成田芳律議員とし、新たに組合議会の個人情報保護条例の制定をしようとするものである。)</p>	令和5年 2月9日	可決